

高等学校等就学支援金 高校生等臨時支援金

の申請手続について

富士高校版

全ての生徒が申請対象の授業料の支援制度について御案内します。

○令和7年度における「授業料の実質無償化」について

高等学校等就学支援金
(年収約910万円未満世帯)

又は

高校生等臨時支援金
(年収約910万円以上世帯)

により、授業料の支援を受けることができます。(授業料の実質無償化)

✓ 就学支援金、臨時支援金ともに**全員手続が必要**です。

※ 臨時支援金は、就学支援金の認定状況を踏まえ審査するため、必ず就学支援金の申請手続が完了した後、臨時支援金の申請を行ってください。ただし、就学支援金、臨時支援金を申請しなかった場合又は申請の意向を「意向なし」とした場合は、授業料を納入していただきます。

○申請期限と申請方法等について

✓ **申請期限** 7月1日(火)から7月6日(日)までに手続を行ってください。

※ 7月1日より前には手続できません。必ずこの期間内に申請をお願いします。

✓ **申請方法** 原則オンライン申請

右のQRコードか以下のURLから
ログインをお願いします。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

e-shienログイン用
QRコード



ログインID通知書
を用意してね



✓ **ログインするためには「ログインID通知書」が必要になります。**

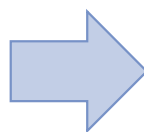
ログインID・パスワードは令和6年7月申請時(令和7年度新入生については入学式時)に配布した「ログインID通知書」を使用してください。

入力を5回誤るとアカウントがロックされます。ロックされた場合や「ログインID通知書」を紛失した場合は、事務室まで御連絡ください。

✓ 申請手続に当たり、必ず事前に令和6年分(令和6年1月～12月)の税申告手続をお願いします。(無収入の方もお住まいの市役所で申告してください。)

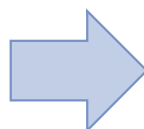
○以下のいずれかのパターンで申請手続をお願いします。

①これまで就学支援金を受給していなかった方で
新規受給希望の方
(前回「不認定」「所得制限」「申請辞退(意向なし)」の方等)



2ページの
新規申請へ

②6月分まで就学支援金を受給していた方で
7月以降も受給希望の方

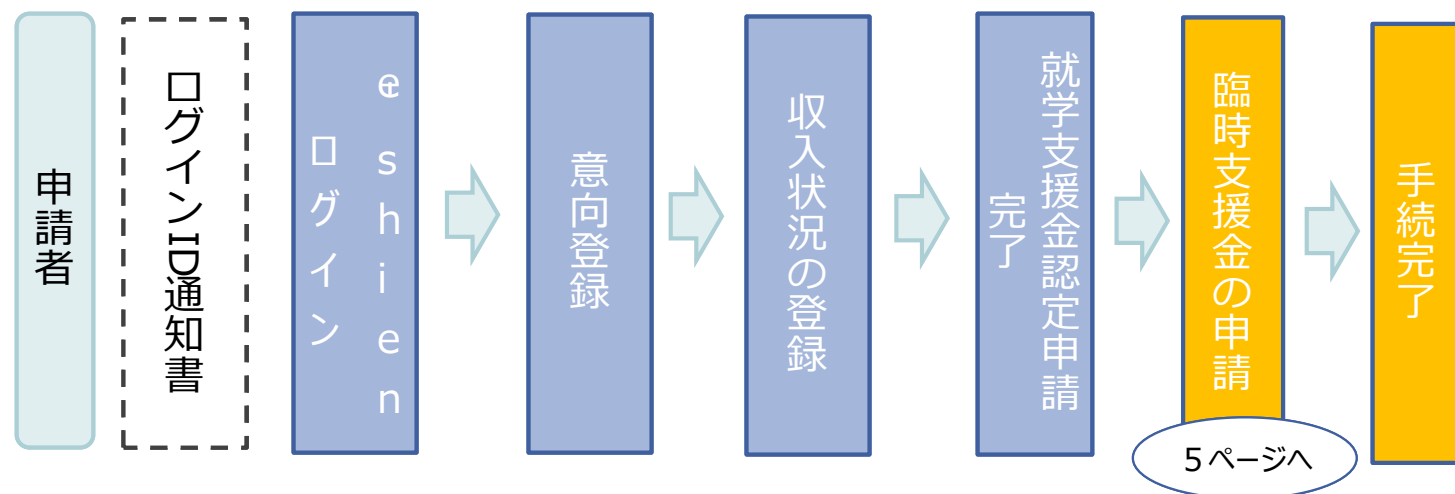


4ページの
継続申請へ

○新規申請に該当する方はこのような場合です

- ✓ これまで就学支援金を受給していなかった方で新規受給希望の方
- ✓ 前回の申請認定結果が「不認定」「所得制限」の方
- ✓ 前回の就学支援金を「意向なし(辞退)」で登録した方
(今回は必ず「意向あり」で登録してください。)

○就学支援金の新規申請の流れ



○新規申請 意向登録

最初に申請をする意思が「あるorない」(意向)を登録します。

The screenshot shows the 'e-Shien' application system interface. Under the 'New Application' tab, there are three options: '意向登録' (Intention Registration), '認定申請' (Application for Recognition), and '認定申請 (専計急変)' (Application for Recognition (Special Plan Emergency Change)). The '意向登録' option is highlighted with a red box and a red circle with the number 1, indicating it is the first step.

手順 I

①「意向登録」を選択します。

手順 II

- ②全員上部の
**「就学支援金を申請する
(意向あり)」**を選択してください。
- ③「入力内容確認」をクリックする。

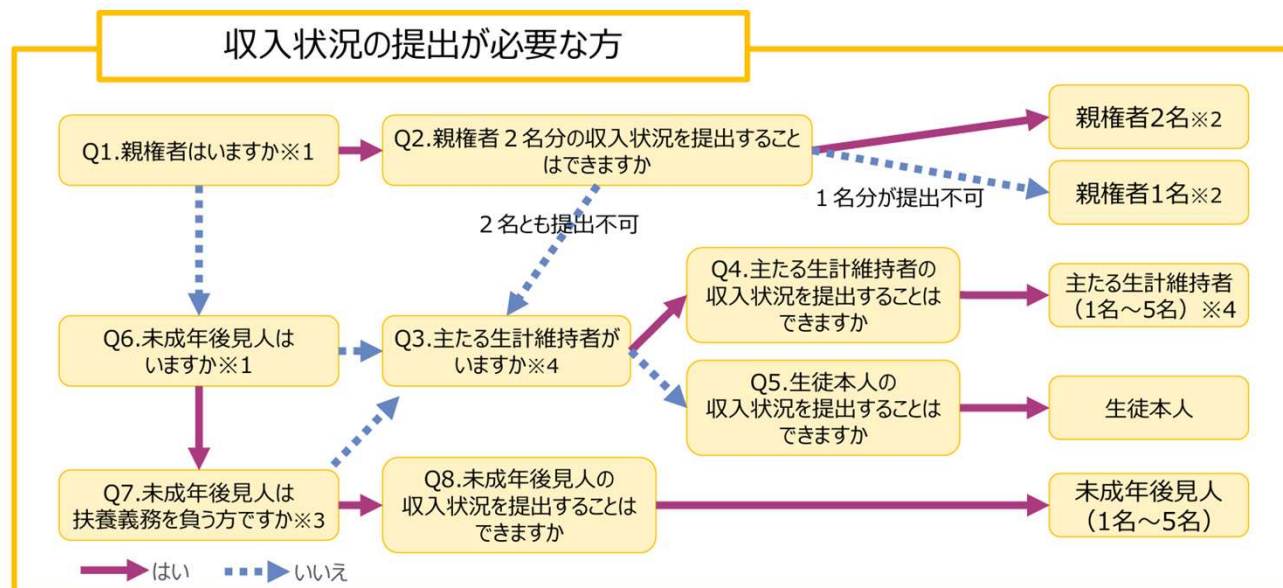
The screenshot shows the '意向確認' (Intention Confirmation) screen. It asks the user to select their intention. Option 1, '高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況を提出いたします。' (I want to receive the grant, so I will apply for recognition of eligibility and submit my income status), is selected with a red box and a red circle with the number 2. Option 2 is '所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。' (I do not meet the income limit criteria or for other reasons, I will not submit the application for recognition of eligibility). A red box and a red circle with the number 3 highlight the '入力内容確認' (Check input content) button at the bottom right.

次の画面に進み、続けて「受給資格認定申請」を行ってください。

○収入状況届出等

収入状況の提出が必要な保護者等を確認するための質問に回答すると、登録が必要な保護者等の入力欄（人数分）が表示されます。

下記のフローチャートから提出が必要な方を判断してください。



※1 生徒が成人（18歳以上）である場合、「いいえ」を選択してください。

※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード（写）等の提出が不要となる場合があります。

- ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
 - ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等
- 詳細は、学校に御相談ください。

※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。

※4 生徒が成人（18歳以上）であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

保護者等情報の入力を進めていくと、収入状況の提出方法の選択が表示されます。

収入状況提出方法 必須

☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

❓ 次の画面で個人番号カードを使用して、収入状況（課税情報等）を取得し、提出します。

個人番号カードを所有している場合に選択できます。

❓ 個人番号カードの使用について

☐ 個人番号を入力する

推奨

❓ 申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

☐ システム外で個人番号カードの写し等を提出する

❓ 上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

収入状況の提出方法は、「**個人番号を入力する**」を推奨しています。

e-Shienの申請画面に保護者等の個人番号を入力してください。
一度入力いただければ、毎年 7 月に個人番号を再入力いただく必要はありません。

個人番号の提出を希望しない方は、市役所等で課税証明書（令和 7 年度（令和 6 年分））を取得の上、学校事務室に提出してください。



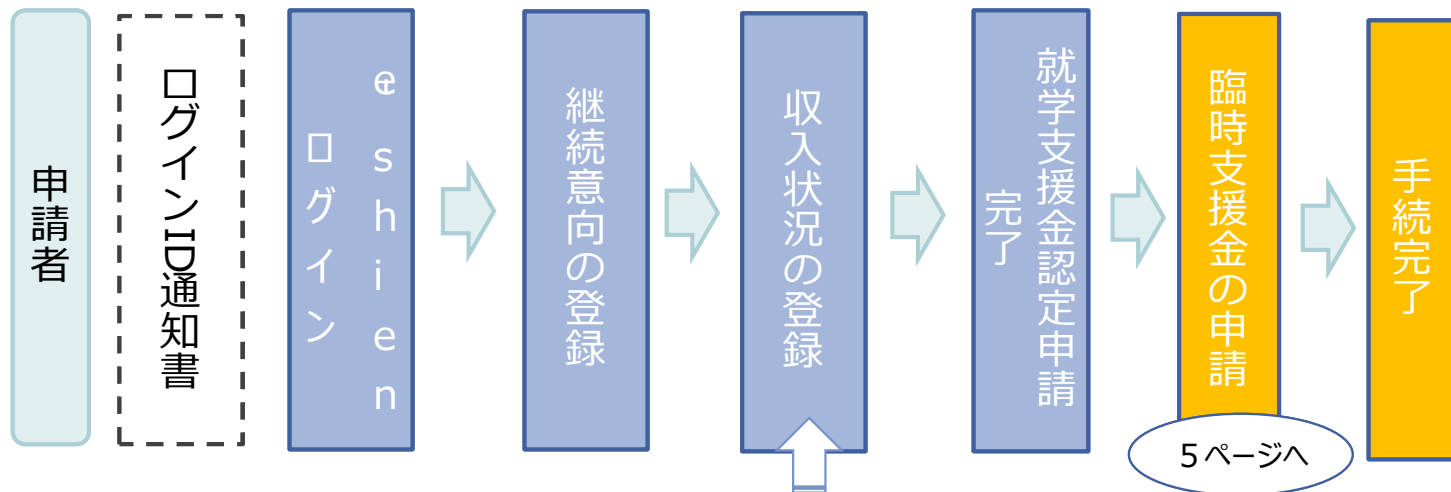
次の画面に進み、「認定申請登録確認」を行ってください。

就学支援金認定申請完了後、「臨時支援金意向登録」（5 ページ）に進んでください。

○継続申請に該当する方はこのような場合です

✓ 6月分まで就学支援金を受給していた方で7月以降も受給希望の方

○就学支援金の継続申請の流れ



保護者情報等の変更がある場合は、ここで修正をお願いします。

○継続意向の登録

継続申請をする意思が「あるor ない」(意向)を登録します。

継続届出 ヘルプ

就学支援金の継続に係る届出はこちらです。

申請名	申請説明
1 継続意向登録	高等学校等就学支援金の受給継続意向を登録します。
収入状況届出	高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。
家計急変継続審査(1月)	家計急変による高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。

手順Ⅰ

①「継続意向登録」を選択します。

手順Ⅱ

②申請するかしないかを選択する。
今回は全員上部の「引き続き就学支援金を申請する(意向あり)」を選択してください。
③「入力内容確認」をクリックする。

次の画面に進み、続けて「受給資格認定申請」を行ってください。

就学支援金認定申請完了後、「臨時支援金意向登録」(5ページ)に進んでください。

継続意向確認

どちらかを選択してください。 必須

2

☒ 現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

☐ 受給権を放棄します。

① 支給対象者には支給決定通知、所得制限対象者には資格消滅通知が送付されます。

② 資格消滅通知が送付されます。

3

入力内容確認

○臨時支援金について

- ✓ 令和7年度は授業料無償化が始まり、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。就学支援金の審査の結果、年収約910万円以上世帯と判定された場合、臨時支援金が支給されます。(令和7年度限り)
- ✓ 今回、就学支援金と臨時支援金を同時に申請していただくことで、令和7年度（令和7年4月～令和8年3月分）の授業料は徴収されません。



○臨時支援金 申請の流れ

認定申請登録結果 ※画面は臨時支援金申請（暫定版）のものです。

1 2 3 4 5 6

主送情報入力 学校情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報入力 入力内容確認 申請完了

本システムによる受給資格認定申請の手続きは以上で終了となります。

受付番号
R-25-079-02-0001-0193

続いて、以下の「臨時支援金意向登録」ボタンを押して、次の画面へお進みください。
※ここでブラウザを閉じると、臨時支援金の申請を続けて出来なくなります。その場合は、学校へお問い合わせください。

1 臨時支援金意向登録

手順

就学支援金申請の完了後、結果画面に「**臨時支援金意向登録**」のボタンが表示されます。
「**臨時支援金意向登録**」のボタンを選択し、「臨時支援金」申請手続きに進んでください。

臨時支援金登録結果

1 2 3

臨時支援金意向登録 臨時支援金登録内容確認 臨時支援金登録結果

高校生等臨時支援金に関する申請は以上です。
入力した内容に変更が必要な場合は、学校にお問い合わせください。

手続きを進めていただき最後に「**臨時支援金登録結果**」が表示されたら、認定申請完了です。

お疲れさまでした。

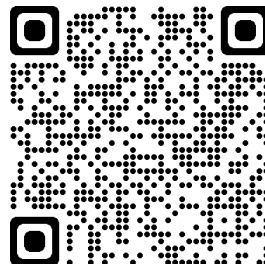
○オンライン申請システム（e-Shien）の操作方法について

オンライン申請システム（e-Shien）の操作方法等で御不明な点がございましたら、下記のQRコードから申請者向け利用マニュアル及びチャットボットを御利用ください。



e-Shienマニュアル

e-Shienの各種操作マニュアルをダウンロードすることができます。



e-Shienチャットボット

e-Shienの各種操作等について、チャット形式で質問することができます。

マニュアルは申請画面の右上のヘルプからも確認することが可能です。

新規申請 ヘルプ

就学支援金の最初のお申し込みはこちらです。

申請名	申請説明
意向登録	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
認定申請（家計急変）	離職等の家計急変理由が生じたため、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。 ※保護者等が国外に在住する場合などで、家計急変理由や収入状況が確認できない場合は対象となりません。

各申請画面の「ヘルプ」からもマニュアルを御覧いただけます。

○補足事項

- ① 申請は7月1日以降に行ってください。
- ② 認定結果は10月上旬頃に通知します。e-Shienの画面からも確認可能です。
- ③ 申請終了後、離婚・再婚等により保護者が変更となった場合は、就学支援金認定内容の変更が必要となるため、速やかに事務室まで連絡してください。
- ④ 収入の修正申告や税額の更正決定により課税標準額や調整控除の額が変更された場合は、再審査により就学支援金が認定される可能性があります。

市町村から発出される地方住民税の変更がわかる通知等を受け取った日の翌日から15日以内に申請することで、遡及審査が可能となります。通知を受け取った場合は、速やかに事務室まで届け出てください。



御不明な点につきましては、事務室へお問い合わせください。

（電話番号：0545-61-0100 担当：五島）